

令和4年



交通安全アドバイス集

小学校中・高学年用
(自転車交通安全編)



福岡県警察

1 はじめに

平素から、交通安全思想の普及・定着に向けた交通安全教育を推進していただき、誠にありがとうございます。

児童に対する交通安全教育は、自転車利用者としての知識や技術の習得により安全な通行を確保するだけでなく、道路や交通状況に応じた危険予測・回避能力、安全に通行しようとする意識や交通ルールを守ろうとする意識を養うために必要不可欠なものです。

福岡県内の令和3年の自転車交通事故については、学生が全体の約4割を占め、特に小学生の事故が増加していることから、事故を防止するためにも交通安全教育が重要となってきます。

そこで、先生や保護者の皆さんが日常的、継続的に交通安全教育を行うための参考資料として本書を作成しましたので、児童を悲惨な交通事故から守るために活用していただくようお願いします。

2 児童(中・高学年)の特性

(1) 身体的特性

- 身体が急激に成長し、運動能力も向上する。
- バランス感覚が向上し、身体の使い方が上手になるとともに、体を大きく動かす運動を好むようになる。
- 視覚の広さなどの視覚機能が大人と同等に完成し、方向、距離といった空間知覚能力が向上する。

(2) 思考等の特性

- 知的な興味や思考の範囲が広がり、判断力が向上するが、経験不足により、大人と同じような判断はできない。
- 善悪の分別がつくようになり、正義感や倫理観も向上する。
- 羞恥心が強くなり、積極性が減少する。
- 自立心・自我が芽生え、反抗期が訪れる。
- 交友関係と行動範囲が広がる。

3 交通安全教育のポイント

(1) 自我や人格を尊重した交通安全教育

身体、思考等の発達に合わせ、その自我や人格を尊重し、児童が自ら考え、判断し、決定して行動するための手助け、アドバイスをするといった気持ちで教育に当たることが大切です。

(2) 論理的な説明による交通安全教育

柔軟な思考や多面的な見方、論理的思考が発達することから論理的な説明を用い、児童を納得させる交通安全教育を行うことが大切です。

4 自転車に乗る前に

(1) 自転車とは

まず、自転車は
車両(軽車両)

であり、運転者は車両や軽車両の交通ルールを守らなければならないということを教えてください。

「自転車は車両である」という意識付けを確実にしていただくようお願いいたします。

(2) 自転車損害賠償保険の加入義務

福岡県では、自転車条例により、自転車損害賠償保険の加入が義務付けられています。

全国的に、自転車の運転者が歩行者と交通事故を起こして、加害者となり、高額な賠償請求をされる事案も多くなっていますので、必ず自転車損害賠償保険に入りましょう。

【高額賠償事例】

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

賠償額 9,521万円

(3) ヘルメットの着用

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の6割以上が頭部に致命傷を負っています。

ヘルメットによる頭部の保護は、**最悪の事態を避けるための有効手段**です。

児童が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させてください。なお、児童にヘルメットを着用させることは法律で保護責任者の努力義務とされています。(道路交通法第63条の11)

(4) 走行前の事前点検

「ぶたはしゃべる」で乗る前に点検を行いましょ。

点検を全くしないと、走行中にパンクしたり、壊れたりして非常に危険です。

○ ブレーキ

片方のブレーキを握り、ペダルに体重をかけてブレーキは効くか等を確認してください。

反対側も同じように確認しましょう。

○ タイヤ

指で押して空気圧を確認するほか、自転車を倒すなどしてタイヤに釘が刺さったり、石が挟まっていないか等を確認してください。

○ 反射材

ライトは点くか、反射材は前後輪のスポークや泥除け等にしっかりと装着され、汚れていないか等を確認してください。

○ 車体

両手でハンドルを握って体重をかけ、ハンドルが動かないか、サドルが動かないか、ペダルは壊れていないか、チェーンが緩んだり、油が切れていないか等を確認してください。

○ ベル

ベルが動かないように装着され、ちゃんと鳴るか確認してください。



定期的に、ちゃんと点検しておかないと交通事故の原因になることもあります！

5 自転車安全利用五則

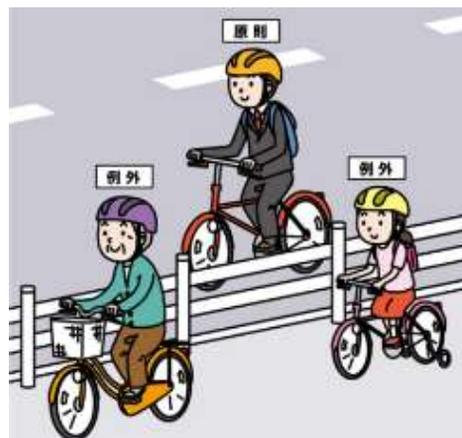
自転車安全利用五則は、自転車の基本的な交通ルールになります。
自転車に乗る前に必ず、児童に教えましょう。

(1) 自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は車両ですので、歩道と車両の区別があるところは、車道通行が原則です。

【例外】

- 道路標識や道路標示で指定された場合
- 運転者が13歳未満の子供や70歳以上の高齢者の場合
- 車道又は交通の状況から見てやむをえない場合(工事や車が多い場合等)



「普通自転車の歩道通行可標識」



「普通自転車の歩道通行可道路標示」

(2) 車道は左側を通行

対向車等と衝突する危険性がありますので、車道の左側(車両通行帯のない道路では左側端)を通行しましょう。

路側帯がある道路では、歩行者の通行を妨げないようにして路側帯を通行しましょう。

※ 路側帯～歩道のない道路に、歩行者用の通行スペースを確保するため、白線で区画された部分

(3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、歩行者が



優先となりますので、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止や押し歩きをしましょう。

自転車が行くべき部分が道路標示で示されているときは、その部分(普通自転車通行指定部分)を通行しましょう。

(4) 安全ルールを守る

○ 飲酒運転の禁止

○ 二人乗りは禁止

バランスが崩れ、転倒の危険が高くなり、後ろの同乗者も重傷となる可能性が高くなります。

友達から頼まれても乗せないように教えましょう。

○ 並進は禁止

道路に広がることで、他の車両等と接触する可能性が高くなります。

また、おしゃべりをすることで、注意力が散漫になり、危険に気が付きにくくなります。

○ 夜間はライト点灯

自分の進行方向を照らすだけでなく、周囲の車や歩行者に自転車で走っていることを知らせます。

夕方や暗い場所でもライト点灯をするようにしましょう。

○ 信号の遵守

自転車の交通事故の多くは、交差点で発生しています。

まずは、しっかりと信号の意味を教えるようにしましょう。



・ 三灯式信号

車道を通行しているときに従わなければなりません。



・ 歩行者用信号

歩道を通行しているときに従わなければなりません。



※ 横断歩道を通行する歩行者の妨げとなる場合は、自転車から降りて押し歩きさせましょう。

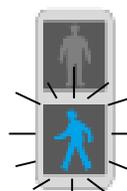
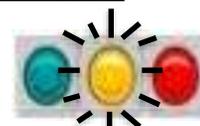
・ 歩行者用信号機に「歩行者自転車専用」の表示がある場合

車道を通行している場合及び歩道を通行している場合のいずれの場合もこの信号機に従わなければいけません。



・ 黄色信号や歩行者用信号が青色点滅を開始した場合

横断を開始してはいけません(ただし、安全に停止できないときはそのまま進むことができます。)



○ 交差点での一時停止と安全確認

・ 一時停止の標識がある場合

一時停止のある交差点は、塀等により見通しが悪く、交通事故が起きやすい交差点です。

必ず停止線の手前で停止して、左右の安全確認を行うことを徹底させましょう。



・ 一時停止の標識がない場合

標識がないといっても、車が来ないとは限りませんので、標識がなくても、必ず止まって左右の安全確認を行わせましょう。

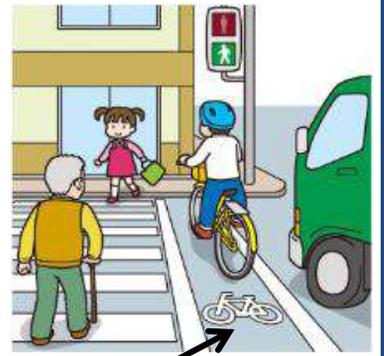


・ 横断の方法

【自転車横断帯・横断歩道での横断】

自転車横断帯や横断歩道がある場所の近くでは、その自転車横断帯等で道路を横断するよう指導しましょう。

ただし、歩行者の通行を妨害する場合は、押して渡るよう教えましょう。



自転車横断帯

【自転車横断帯・横断歩道がないとき】

車両が来ないことを確かめて、左右の見通しのよいところから、道路を直角に、最短距離で渡ります。

道路を斜めに横断すると、横断する距離が長くなり、自動車との事故の危険度が高くなります。



※ 次の運転も危険です。

絶対にさせないようにしましょう。



「ながら」運転



横断歩道上の歩行者妨害

(5) 子供はヘルメットを着用

4(3)に同じ

6 車両の特性を理解させる

(1) 車両の停止距離について

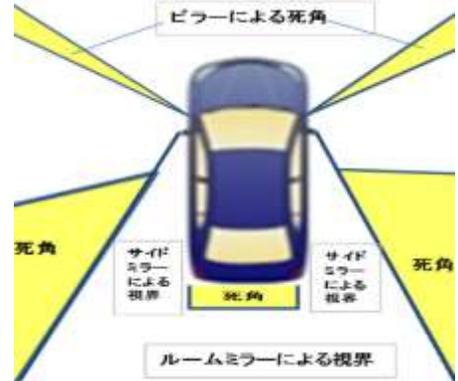
車が急ブレーキをかけてもすぐに止まれないように、自転車もすぐには止まれないことを理解させましょう。

(2) 車が出す合図について

ウinkerや後退灯(バックランプ)の場所や作動状況を教え、合図の意味と車の動きを理解させましょう。

(3) 車の死角について

車には、運転席からミラーを使っても見えない部分(死角)があることを、実際に運転席に乗せて体験させ、死角に入ることの危険性を理解させましょう。



(4) 車の内輪差について

車が右折や左折をする際に、曲がる方向の後輪が前輪よりも内側を通るため、曲がる車に近寄ると巻き込まれる危険性があることを理解させましょう。



7 最後に

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、スピードを出しすぎたり、止まるべきところで止まらない等、使い方を誤ったり、交通ルールを知らない場合は、児童であっても加害者となったり、被害者になります。

先生や保護者の皆さんには、児童の交通事故を防止するために、日常的に交通安全教育を実施していただくほか、特に保護者の皆さんには実際に道路に出て、こういった場所でどのようにすればいいのかを教えてくださいようお願いします。

事故は誰にでも起こりうるものですが、交通安全教育を行うことで、その可能性を減らすことができます。

事故になれば、自身だけでなく、相手も周りも皆、不幸になります。

児童を悲惨な事故で不幸にしないため、警察、学校、家庭で協働し事故防止に努めていきましょう。